

協会けんぽに加入されていた方へ 退職後の健康保険加入のご案内

在職時の保険証は会社へ返却しましょう



在職時の保険証が使えるのは**退職日まで**です。
退職後は速やかに保険証を会社にお返しください。



退職後、誤って在職時の保険証を使用した場合、
医療費（総医療費の7～9割分）を協会けんぽへ
お返しいただくことになります。

ご自身にあった健康保険をお選びください

ご自身でお手続きが必要です

加入先	国民健康保険	協会けんぽの 任意継続	ご家族の被扶養者
加入条件	お住まいの市区町村役場 （国民健康保険担当課）に お問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者 期間が継続して2か月 以上あること 退職日等の翌日から 20日以内に申出書を 提出すること （郵送の場合は必着） 	ご家族が加入されている 健康保険の扶養認定条件 を満たす必要があります
保険料	加入する世帯の人数や前年 の所得などによって決まり ます ※ お住まいの市区町村により 保険料額が異なります。 また、前年度の所得等に応じ、 毎年度変わります	退職前に控除されていた 健康保険料を 2倍 した金額 です（金額に上限あり） ※ お住まいの都道府県支部と 退職前に加入していた支部が 異なるときは、2倍とならない 場合があります ※ 加入期間中（最長2年間）の 保険料は原則変わりません。 （変更する場合） ・保険料率が変更となるとき ・標準報酬月額の上限が変更 となるとき	被扶養者分の保険料負担は ありません
申請先	お住まいの 市区町村役場 （国民健康保険 担当課） 	お住まいの 協会けんぽ 都道府県支部 	ご家族の勤務先 

**退職理由（倒産・解雇など）
により保険料が減免されること
があります。**

任意継続を選択される方は裏面もご覧ください



協会けんぽの任意継続を選択される方へ

申請から保険証が届くまで

● 提出書類と提出先

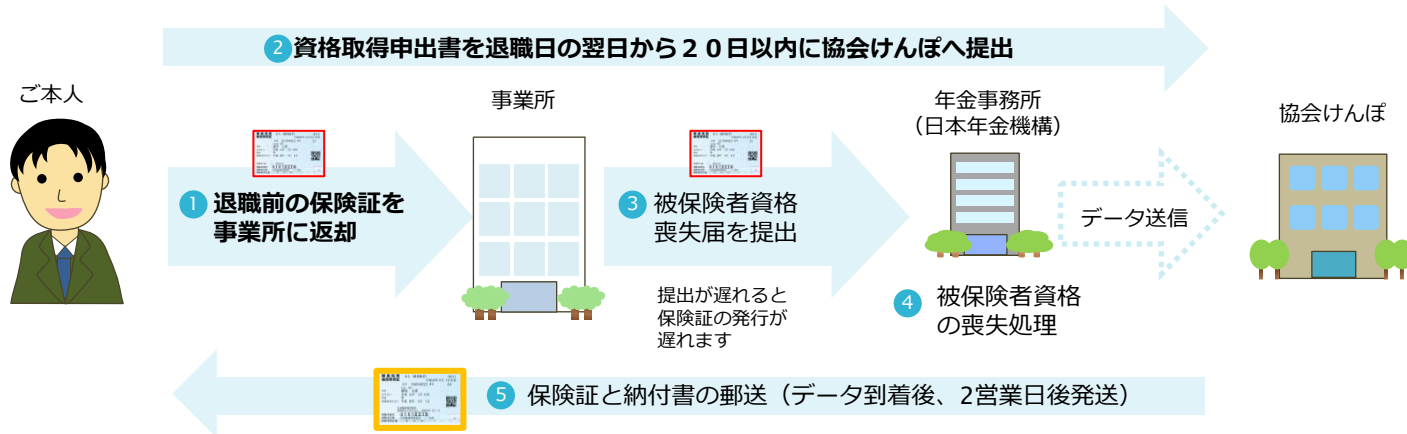
提出書類	「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」
提出先	お住まいの協会けんぽ都道府県支部

扶養家族がいる場合

- ・別途添付書類が必要となる場合があります。「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書 記入の手引き」をご確認のうえ、ご注意ください。
- ・被扶養者のマイナンバーの記入漏れにご注意ください。

● 保険証発行までの流れ

申請から保険証が届くまで、2～3週間かかります ※3月・4月の繁忙期はさらに日数がかかります



保険証が届く前に病院にかかるとき

退職日の翌日から健康保険の資格がありますが、保険証が届くまでには日数がかかります。そのため、保険証が届く前に全額自費で病院にかかった場合は、保険証到着後に請求手続きをすることにより、保険負担分が払い戻されます。



手続きに必要な書類

① 療養費支給申請書（立替払等）

② 領収書の原本

③ 領収（診療）明細書*

*③は医療機関での発行が必要です。傷病名や初診日など詳細な記載がされているもので、通常発行される「診療明細書」ではありませんのでご注意ください。

任意継続の資格を喪失するとき

- 1 就職等により、新たに健康保険等の被保険者となったとき。
- 2 保険料を納付期限（原則毎月10日）までに納付しなかったとき。
- 3 後期高齢者医療制度に加入したとき。
- 4 死亡したとき。
- 5 任意継続被保険者となってから2年が経過したとき。

※途中で国民健康保険に加入する、または家族の被扶養者になるという理由で任意継続をやめることはできません。

健康保険を任意継続するなら、メルマガ登録は必須!

今までは会社の担当がやってくれたけど...



健康保険のこと、これからは誰に聞こう？
そんなときの強いミカタ、協会けんぽのメルマガ！
「来月の納付期限はいつ？」「来年の保険料は変わるの？」などの気になる情報や健康保険・健康づくりのお話がタイムリーに届きます♪



毎月届くんだ!

登録は今すぐスマホでこちらから



これで安心!!

